

広島高速 5 号線トンネル技術検討委員会規約

（目的）

第 1 条 広島高速 5 号線トンネル技術検討委員会（以下、「委員会」という）は、地域住民の安全・安心を確保するため、広島高速 5 号線シールドトンネル建設における技術的な事項について審議し、広島高速道路公社に対して、広く専門的な意見・助言を行うことを目的とする。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、広島高速 5 号線シールドトンネル工事発注に関する次の事項について審議する。

- ・発注仕様
- ・業者からの設計・施工提案
- ・その他、必要な事項

（委員会）

第 3 条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成し、広島高速道路公社理事長が委嘱する。

- 2 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（委員会の運営）

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱開始日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、任期の延長を妨げない。

（情報公開）

第 6 条 委員会は、非公開とする。

（事務局）

第 7 条 委員会の事務局は、広島高速道路公社企画調査部技術管理課に置く。

（守秘義務）

第 8 条 委員会で審議を行った事項及び知り得た内容については、第三者に漏らしてはならない。

（その他）

第 9 条 本規約に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会において定める。

（附則）

この規約は、平成 27 年 11 月 19 日から施行する。